

<ひだまり鍼灸院 回数券利用規約>

回数券を購入された方は、回数券利用規約の全てに同意したものとみなします。

◆ 各回数券ごとのご利用いただけるメニューの種類と有効期限について

- ・「一般/妊活/産後鍼灸 5回券」は「一般鍼灸治療」「妊活鍼灸」「産後の鍼灸」でのみご利用いただけます。有効期限は3ヶ月です。
- ・「マタニティ鍼灸 5回券」は「マタニティ鍼灸」「逆子鍼灸」でご利用いただけます。産後には「産後の鍼灸」「妊活鍼灸」でご利用いただけます。有効期限は4カ月です。
- ・「美容or鍼灸治療 10回券」は「鍼灸美容」「一般鍼灸治療」「妊活鍼灸」「産後の鍼灸」でのみご利用いただけます。有効期限は5ヶ月です。

◆ 回数券の期限の決め方: 全て、回数券の初回利用月に、規定の月分を足した月の、初回利用日に1日引いた日付です。

例) 1月10日に鍼灸治療5回券(3ヶ月)を利用開始した場合、有効期限は(1+3=)4月(10-1=)9日です。

- ◆ 鍼灸治療を受けるペースに関して: 個人差もございますが、基本1~4週間に1回のペースが理想的です。
- ◆ 回数券は計画的にご購入願います。期限が近くなってから急に使い切りたいたいという場合、うまくご予約が取れない可能性がございますのでご注意ください。
- ◆ 初診からはご利用になれません。2回目以降の施術からご購入・ご利用できます。
- ◆ ご本人様ごみの使用に限らせて頂きます(ご家族様でも、それぞれご購入ください)。
- ◆ 返金不可ですので、引越しの予定などの可能性ある方はご注意ください。残り回数分の返金もいたしませんので使い切れる分までの回数をご購入ください。
- ◆ 再発行は原則不可ですが、失くした場合など1回に限り再発行いたします(手数料100円)のでご注意ください。
- ◆ 当日、回数券をお忘れの際は次回ご来店時に2回分の清算対応をいたしますが、度重なる場合は一回ごとの現金支払い(定価)とさせていただきます。
- ◆ 回数券の置きサービスは行っておりません。ご利用者様もしくは同伴されるご家族様がご管理ください。
- ◆ 回数券の期限が近づきましても、お知らせするサービスは行っておりませんので、期限には十分注意してお使いください。
- ◆ 領収証に関して: 回数券購入時にご希望の方のみに領収証(レシートタイプ)を発行しております。後日、領収証を発行することはできません。翌年の確定申告のために一年分のご利用記録を「支払い明細書」として発行することはできます。(手数料としておひとり様500円頂きます。)
- ◆ 以下の場合に限り、有効期限を延長可能です。妊活鍼灸を受けている間に妊娠した場合、妊娠判定日(陽性反応)から安定期に入るまでの期間は回数券のカウントをストップさせていただきます。妊娠判定日とは、病院機関で出産予定日が確定した後、逆算して妊娠3週0日目とします。安定期に入ってから、残りの回数券を継続して利用していただけます。その際、回数券の期限を切り直しさせていただきます。カウントをストップした日数分(13週0日分)延長致します。なお、安定期に入る以前につわりなどの症状で来院される場合は、妊娠判定日(妊娠3週0日)から来院日までの期間を延長致します。

※ ご予約に関して

- ◆ 時期によってはご予約が取りづらいこともございます。早め早めのご予約をお心がけ願います。
 - ◆ 妊活鍼灸ならびにマタニティ鍼灸に関しましては、鍼灸治療を受けない方が良いと判断される期間(妊娠初期など)もございますので、ご注意ください。
- その他、鍼灸院の判断により、予告なく上記の規約が変更される場合があります。

以上 2020年8月20日付
2021年12月20日改定
2023年1月5日改定
2023年1月31日改定